

旅館業法における規制緩和について(未定稿)

規制改革要望の内容	現 状	これまでの主な意見等	対応案
○町家・古民家に関する規制緩和 ①玄関帳場の設置義務の緩和	○宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。 ・旅館営業 (政令) ・簡易宿所営業 (通知)	・大規模な施設については別として、宿泊者が20、30人規模の施設であれば、わざわざ玄関帳場・フロントの設置を義務づける必要はないと思う。	
②最低客室数の緩和	○旅館営業：5室以上 (政令) ○簡易宿所営業：なし	・床面積は衛生確保の観点から基準を設けることは理解できるが、客室数の基準があることは疑問	
○田舎暮らし交流体験民宿 ①客室面積の緩和	○農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については旅館業法上客室面積要件が緩和 ・旅館営業：洋室9㎡以上 (政令) 和室7㎡以上 ・簡易宿所営業：33㎡以上 (政令)		
②伝統工芸品の製造業者による開業	○農林漁業者が農林漁業体験民宿業を営む場合については、簡易宿所営業における客室の延床面積33㎡以上という基準を適用しない特例を定めている。		
③集落の活性化や空き部屋利用に取り組むNPO法人による開業	○農林漁業体験民宿業であっても、農協等の団体については事業性が強いことから、農林漁業者個人が行う場合のみ特例としている。		
○特区事例の状況(条件の見直し)	○文化財保護法の規定に基づく重要伝統的建造物群保存地区内にあること ○文化財保護法に規定する伝統的建造物であること。	・管理事務所と宿泊施設の距離が100m以内の条件は厳しい。距離的な規制緩和をしてほしい	

第4回 生活衛生関係営業等衛生問題検討会
 平成23年3月11日
 資料8

規制改革要望の内容	現 状	これまでの主な意見等	対応案
	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統的建造物としての特性を維持するため、玄関帳場等を設けることが困難であること。 ○玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設け、その他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ビデオカメラ等を設置し、宿泊者の出入り状況を確認 ・管理事務所等において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行う ・管理宿舎等から旅館営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、解錠、鍵を引き渡すこと ○事故の発生等緊急時の迅速な体制が整備されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館営業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されている ・旅館営業施設が管理事務所等の周囲おおむね100mの区域内に設置されている ・宿泊者の安全等を確保するマニュアルを整備する ・地方公共団体、防犯関係者等が状況の確認と情報交換を行う体制を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> ・帳場と客室の距離は、文化の進展と共に少し考えても良いのではないか ・防犯カメラについては、常に監視されているという雰囲気を持つ客もいるのではないか。 ・防犯カメラの設置は当たり前になっている 	
○法令（旅館業法）と条例・規制の関係	○旅館業法に係る都道府県条例を別途定めている場合がある。	・客室面積の他に、定員1名当たりの面積を条例で規定	

規制改革要望の内容	現 状	これまでの主な意見等	対応案
○その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 小さい旅館が経営破綻している中で、規制を緩くしてつぶし合うようなことをしてどうするのか ・ 構造設備基準を緩和することにより、観光客を呼べるという発想が正しいかの検証をすべき ・ 旅館業法や消防法等を全てクリアして農家民宿を行っているが、トイレや風呂を直したり莫大な費用がかかる。 ・ 衛生面は保健所の立入があるが、古い民家を改造した場合、施設の安全面（耐震性、避難性）が気になる。 ・ 人口が減少しており、特に地方において激しくなることから、空き家の数が増大することが見込まれるため、特区として認めた場合の影響が懸念される。 ・ 規制緩和するのであれば、旅館業界全部に対して規制緩和して欲しい。 ・ 野菜がどうなっているか知らなかったり魚が切り身で泳いでいるといった間違った知識を有している大人や子供に対し、農業体験を通じて教育することが重要 ・ 規制緩和によるリスクを全て示して、それについては個人が責任を負うということも考えられるが、日本では政府の責任になってしまう。 	